

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和 7 年 9 月定例会	
議案番号 議案名	議案第 12 号 令和 7 年度松戸市一般会計補正予算(第 5 回)
議員名・会派名等	日本共産党 うつの史行
賛否態度	反対
賛否など態度決定 に至った理由や 討論	<p>私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という議員の権能を最大限に活かすことこそ責任であると考えます。</p> <p>非公式のこの場に、議会で発言してもいない議員が意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容(抜粋)を掲載いたします。</p> <p>*** 以下 ***</p> <p>議案第 12 号・一般会計補正予算(第 5 回)についてです。</p> <p>私は委員会審査において質疑を通して何点かの論点の明確化と課題の整理、問題の提起を行いました。ここでは 2 点申し上げたいと思います。</p> <p>まず、人事管理事業についてです。</p> <p>これは子ども・子育て支援制度が来年度から始まることによるシステム改修です。</p> <p>政府は医療保険・社会保険料を引き上げ、少子化対策としての子ども子育て支援制度の財源に充てる旨を決定しました。</p> <p>制度に要する予算規模は 3.6 兆円、国はこれを「賃上げと医療・介護の徹底した歳出改革による実質的な社会保険負担軽減の軽減効果の範囲内で確保する」としていますが、現状の賃上げペースは物価高騰に追いついておらず、実質賃金も実質消費も落ち込んだままです。</p> <p>その上、医療や介護のサービス減らし、プラス保険料アップというトリプルパンチで国民に負担増を押しつけるものとなっています。</p> <p>本市への影響も量り知れません。国保や社会保険料に支援金が上乗せされた場合、保険料がアップするとともに収入から差し引く社会保険料控除が増えます。</p> <p>その結果、課税所得が減少し、個人市民税の所得割の減収につながる懸念されます。審査では減収の補填について何ら見通しが無いことが明らかになりました。</p> <p>また協会・組合健保が家族も含め加入者 1 人分の負担増であるのに</p>

対し、国保や後期高齢者医療の加入者は家族の人数分負担増となることも問題です。

ただでさえ、収入に対して保険料負担が重い国保や後期高齢者医療の加入者がさらに多くの負担を強いられる、という逆心性がさらに強まることになります。

本市では国保料の負担をどうするか、来年度に向けて喫緊の検討課題となっていますが、今回の子育て支援制度による負担上乘せは泣きっ面に蜂というか、傷口に塩というか、溺れる者に石を投げるといような事態であり、到底受け入れられるものではありません。

もう一つは新松戸駅東側地区土地区画整理事業への繰り出し金についてです。

これは移転に応じていただけない住人に対し、立ち退きの直接施行を市が実施する事業に対する繰り出し金であります。

市は住人に対し昨年9月から退去を求める話・接触をしてきたとのことですが、事業そのものがとてつもなく大きな問題を孕みつつも、真実をひた隠しにして進められてきたことがすでに本議会、明らかになっています。

そんな状態で住民によく立ち退きを迫ってきたものであります。議会の場でたびたび口にする「丁寧な説明」なんて、一体どこまでされてきたのでしょうか？

ようやくここに来て明らかになってきた、その事実をきちんと説明し、改めて協力をお願いすることこそ、まず求められているのではないのでしょうか。ここからがようやくスタートであります。

真実の情報提供による真摯な説明、これが始まってもないのに直接施行なんて「何の反省もない」と言わざるを得ません。

さてこの直接施行、決裁はどこのレベルで行われるのでしょうか。

こうした市民への強制や権利制限の場合、市長決裁となるのではないのでしょうか。

松戸市長は市民への情報提供・共有を1丁目1番地とされています。それが十分に果たされていないなか、市長、果たして直接施行の判断を下してよいのでしょうか。

かつて、関さんの森に対する都市計画道路が問題となった際、当時の川井市長は2度に亘り直接地権者に要望の聞き取り、代替案の提示や説明に行っています。

今回、松戸市長はこうしたことをなさるお考えはないのでしょうか。

市長ご自身の政治姿勢がまさに正面から問われている問題であるということを、やや心配の気持ちも込めて申し上げるものです。

さて審査では「この直接施行は市の義務か」と問いました。それに対し「土地区画整理法第77条など法的にも判例でも義務とされている」とご答弁がありました。

しかし「法第77条は、これらの建築物等に移転し、又は除却すること

ができる。」としています。明確に「できる」であり「しなければならない」という義務規定になっておりません。

では判例はどうでしょうか。

確かに仮換地の指定から長期間にわたり住人の退去が行われず直接施行の権利を怠ったことが行政の不作为とされた例はあります。

しかし立体換地の場合、そもそもマンションが完成するまでの間は換地床の利用・収益はできず、換地の指定から一定の期間空白ができることは地権者も折り込み済みのはずです。

通常の宅地の判例をそのまま当てはめるべきかは大いに疑問の余地が残ると言わざるを得ません。

計画内容の大幅見直しも、総事業費と市負担の大幅増額もひた隠しにしたまま「換地の指定」まで突き進んでしまった市の施行者としての不当な行為こそ、まず責められるべきものであります。

敷地で 20 億円、建設費で 10 億円、合計 30 億円もの赤字マンションをその「歪みの象徴」とするワケにはいきません。その歪みを「判例を盾に」押し通そうという提案には到底賛成することはできません。市には施行者として直接施行より先に果たすべき義務がある、と厳しく指摘するものです。

今回、政策実現フォーラム他からこの新松戸の直接施行に向けた特別会計繰出金を削除する修正案が出され、会派として修正案に賛成をいたしました。

残念ながら修正案が反対多数で不採択となったことから、原案に対して反対することといたします。